公募型プロポーザル方式(技術者評価型)に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式(技術者評価型)にかかる手続きは、当掲示によるほか長野県公募型プロポーザル方式(技術者評価型)試行要領(平成14年9月25日付け14監技第260号)及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取扱要領(平成15年1月29日付け14監技第412号)に示すとおりです。

#### 1 業務の概要

(1)業務名及び業務箇所名

業務名 平成 28 年度 県単 長野県都市計画ビジョン策定業務 業務簡所名 県内一円

## (2)業務の目的

本業務は、長野県の都市づくりの基本理念や将来像を明確にすることを目的に圏域マスタープランや都市計画区域マスタープランの上位計画として平成16年度に策定した「長野県都市計画ビジョン」(以下、「都市計画ビジョン」という。)の改定を行うものである。

都市計画ビジョンは、県の都市計画において長期的かつ総合的な方針を示す役割を持ち、対象期間を概ね20年として、長野県の地域特性を踏まえて策定しているが、近年の本格的な人口減少や土地需要の減少等の社会経済情勢の変化を踏まえ、方向性やテーマを時代のニーズに則し、全体構成を含め、見直しを行うことを目的とする。見直しに当たっては、昨今の持続可能な都市経営に向けた集約型都市構造への取組み等も踏まえ、都市づくりの基本理念や将来像の再確認、市町村との役割分担の見直し、従来から取組んできた都市づくりの方針(「重点テーマ」)の検証等、最近の様々な施策との整合を図るなど、長野県に相応しい将来都市像の実現に必要な見直しを行うこととする。なお、新たな都市計画ビジョンの策定にあたっては、有識者からなる検討委員会を開催して検討を行い、市町村・県民の意見を踏まえて改定するものとする。

# (3)業務内容

1)業務対象区域 県全域を対象とする。

#### 2) 業務内容

#### ①計画準備

本業務の実施計画を作成する。

# ②長野県の現状と特徴の整理

本県の課題や将来像の検討に必要な基礎資料として、本県の現状と特徴(自然的条件、社会的条件、その他条件)を整理する。

# ③長野県の社会経済情勢の変化

本県に係る近年の社会経済情勢の変化、都市づくりの潮流、都市計画等の取組状況等について調査する。

## ④上位関連計画の整理

本県の都市計画行政に係る上位関連計画や近年の法改正の状況について整理する。また、平成 16 年度に策定した都市計画ビジョンにおける重点テーマの検証・評価を行い、新たな施策やテーマ設定の検討資料とする。

## ⑤主要プロジェクト・施策の整理

本県において進めている、主要プロジェクト・施策等について、都市計画ビジョンと整合を 図るべき内容を整理する。

## ⑥都市づくりの目標等の設定

本県の現状と特徴、社会経済情勢の変化、上位関連計画及び主要プロジェクト等の本県を取り巻く状況からみた課題を整理し、これを踏まえて今後の長野県に相応しい都市づくりの方向性を検討する。さらに、この方向性に即した都市づくりの基本理念・目標を設定する。

- ア 本県を取り巻く状況からみた課題
- イ 本県における都市づくりの方向性
- ウ 都市づくりの基本理念・目標

#### (7)将来都市像の検討

近年の持続可能な都市経営に向けた集約型都市構造への取組み、本県の社会経済情勢及び都 市づくりの目標を踏まえて、本県が目指す将来都市像を以下の視点より検討する。

- ア 将来都市構造形成の考え方
- イ ゾーン・拠点・連携軸の考え方
- ウ 郊外部 (農山村等) まで含めた地域づくりの考え方
- エ その他

## ⑧都市づくりの方針の検討

本県の都市づくりの目標、将来都市像を実現するための施策やテーマ等について検討する。検討にあたっては、県及び市町村の役割、行政及び県民等の役割分担の明確化に配慮する。

#### ⑨都市計画関連制度の運用方針の検討

本県の都市づくりを実現するため、都市計画及び関連制度の運用の基本的考え方、運用の際の県、市町村及び県民等による都市づくりの推進の考え方を整理する。

## ⑩検討委員会等運営支援

都市計画ビジョンの策定にあたり意見聴取を行うために設置する有識者等からなる検討委員会  $(5 \sim 7.4 \, \text{を予定})$  及び都市計画審議会において必要となる説明資料、議事録の作成等を行う。

なお、検討委員会は6回程度開催、都市計画審議会は5回程度開催を予定し、委員報酬及び 旅費の支払いは、本業務に含まない。

平成28年度:検討委員会3回 都市計画審議会2回

平成29年度:検討委員会3回 都市計画審議会3回

# ①関係機関意見照会支援

関係機関(国、県関係部署、市町村等)との調整、意見照会に必要となる資料作成、意見のとりまとめ、意見への対応案作成等の支援を行う。なお、関係機関への意見照会は、中間時と都市計画ビジョン(案)に対する2回を想定している。

# ⑫パブリックコメント実施支援

都市計画ビジョンを県民へ周知するとともに、幅広く意見を聴取するためパブリックコメントを実施する。パブリックコメントの実施に際し、公開資料(案)の作成及び寄せられた意見に対する回答案作成等の支援を行う。なお、パブリックコメントの募集は、県ホームページを活用し、都市計画ビジョン(案)に対して1回を想定している。

## 13報告書等作成

報告書は年度別に中間報告書(平成 28 年度)と最終報告書(平成 29 年度)を作成する。また、各関係機関等への配布用として、本編・資料編でのとりまとめ・製本を行う。さらに、広報、周知のためパンフレットを作成する。

- ア 報告書作成
  - ■年度別報告書 各年度2部(ファイル製本)
- イ 本編及び資料編の作成
  - ■本編 2 部 (A 4 版くるみ製本 60p 程度 カラー1/4 程度 平成 29 年度)
  - ■資料編 2部(A4版くるみ製本 80p程度 カラー1/4程度 平成28年度)
- ウ パンフレット作成
  - ■長野県都市計画ビジョン概要版 2部(A4版両面カラー2つ折り)
- エ 電子データ
  - ■上記ア~ウの各電子データ 2部 (CD-R)

### ⑭打合せ協議

業務着手時、中間時、業務完了時に打ち合わせを行い、管理技術者が同席する。中間時打ち合わせは、原則、検討委員会の前に実施する。

平成28年度:業務着手時、中間時3回 計4回 平成29年度:中間時3回、業務完了時 計4回

- (4) 技術提案を求める具体的内容
  - ①人口減少・地域特性を踏まえた都市構造の分析手法
  - ②都市構造の分析を踏まえた長野県に相応しい将来都市像の設定手法
  - ③将来都市像の実現に向けた都市づくりの方針の策定手法
- (5)履行期限 平成30年3月9日 (債務負担行為設定済)
- (6) 支払い条件
  - 1) 前払い金として、契約金額の3割の範囲内で支払うことができる。
  - 2) 部分払いについては支払限度額のとおり。
  - 3) 各会計年度における支払限度額は次のとおり。

- ①平成28年度は契約金額の約65%
- ②平成29年度は契約金額の約35%

## (7)業務実施上の要件

- 1) 実施に当たっては、長野県設計業務等共通仕様書の共通編を遵守すること。
- 2)業務の遂行に必要な県の保有する資料については可能な限りこれを貸与する。
- 3) 都市計画ビジョン策定途中の諸会議のための資料、報告書の概要版、提案内容に伴う広報用資料等の作成に係る費用は本業務に含むものとする。
- 4) 本業務の実施に当たり、追加調査等の必要が生じた場合は速やかに協議のこと。
- 5)業務の打ち合わせの回数は8回以上とする。

#### 2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

- (1) 長野県建設コンサルタント等の業務の入札参加資格のうち、建設コンサルタント(都市計画及び地方計画部門)を有する者であること。
- (2)建設コンサルタント業務について、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)に基づく登録(都市計画及び地方計画部門)のある者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。
- (4) 測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 57 条第 2 項の規定により営業停止の処分を受けていない者であること。
- (5)長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日22建政技第337号)の規定により入札参加停止措置を受けていないこと。
- (6) 県発注の他の対象業務において、委託契約約款第17条第1項の規定により「設計図書と業務内容 が一致しない場合の修補の請求」を受けていない者であること。
- (7) 県発注の他の対象業務において、長野県建設工事等検査要綱(平成15年4月1日会検第1号)第 9条第3項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
- (8) 県発注の他の対象業務において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該業務の完了期限 経過後委託契約約款第31条第1項の規定により業務完了の通知をしていない者でないこと。
- (9) 県発注の他の対象業務の入札において、長野県会計局公正入札調査委員会から協定して入札した 入札書に該当すると認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (10) 県発注の他の対象業務の入札において、同種業務の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に 参加できない旨の通知を受けていない者であること。

- (11) 同種または類似の業務の実績を有すること。
  - 1)「都道府県の都市計画に関する基本的な方針(都道府県マスタープラン)」又は「都市計画区域マスタープラン」の策定業務実績を有すること。
- (12) 当該業務の実施体制
  - 1) 配置予定管理技術者は、技術士(建設部門(都市及び地方計画))の資格を有すること。
  - 2) 配置予定照査技術者(管理技術者と兼務不可)は、技術士(総合技術監理部門(建設-科目指定なし))または技術士(建設部門(都市及び地方計画))を有すること。
  - 3) 委託の主要部について、再委託または技術協力がないこと。
- (13) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条例 第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (14) 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止措置を行うことがある。

なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。

- ア 人的関係のある会社
- イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社
- エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社
- オ 事業協同組合とその構成員
- (15)「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱い要領」により、参加表明書とともに資格認定申請を行い、上記(1)から(13)の要件を満たしたと認められた者は、参加することができる。
- 3 参加表明書の作成・提出に係る事項
- (1) 参加表明書の作成様式 様式2号による。
- (2) 参加要件資料の作成様式 様式3号による。
- (3) 参加要件資料記載上の留意事項
  - 1)登録状況

建設コンサルタント登録規定その他の登録規定に基づく登録状況を記載すること。

- 2) 保有する技術職員の状況 (専門分野職員の状況)
  - ①専門分野は業務内容に応じて必要な分野を適宜設定すること。
  - ②1人の職員が2以上の専門分野に従事する場合は、主たる専門分野のみに記載し、重複記入をしないこと。

- ③資格は、技術士(建設部門(都市及び地方計画))、技術士(総合技術監理部門(建設-科目指定なし))、RCCM(都市計画及び地方計画)等とする。
- ④専門分野別技術職員数は、通算経験年数 10 年未満、10 年以上に分けて記入すること。
- 3) 同種または類似の業務の実績
  - ①会社としての実績とし、記載件数は3件以内とする。
  - ②実績は掲示の日の前日から過去15年以内に完成した業務を対象とする。(平成13年4月1日から掲示日の前日までに完了した業務。)
  - ③「業務実施に当たり特に配慮した技術的事項」については、掲示した対象業務において提案を求めている技術的事項を中心に記載すること。
- 4) 当該業務の実施体制
  - ①配置予定の管理技術者について記載すること。
  - ②再委託または技術協力等の予定がある場合は記載すること。
- 5) 建設コンサルタント等の登録状況、保有する技術職員の状況、同種または類似の実績について は、これを証する契約書、登録通知及び資格者証等の写しを添付すること。
- 6) 設計共同体として資格認定を受けようとする者は、資格審査申請書(様式1)を参加表明書と ともに提出すること。
- 7) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

# (4) 担当課・問い合わせ先

〒380-8570 長野市大字南長野幅下 692-2

長野県 建設部 都市・まちづくり課 都市計画係 (企画幹兼都市計画係長) 木下 昌明 ・ (担当) 渡辺 秀明 電話 026-235-7297 (直通) FAX 026-252-7315

メールアドレス toshikeikaku@pref. nagano. lg. jp

- (5) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法
  - 1)提出期限 平成28年7月28日(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から 午後5時まで)
  - 2) 提出場所 3 (4) に同じ。
  - 3) 提出方法 持参または郵送とする。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認すること。 ただし、郵送の場合は、提出期限までに発注機関に到達したものに限る。

(6) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、次の基準に基づいて選定される。

なお、技術提案書提出選定者の業者名は、契約締結後、公表するものとします。

審査項目		審查事項	審査の視点
1	登録状況	<ul><li>建設コンサルタント登録</li></ul>	・登録の有無
2	技術職員の状況	・当該業務の実施に必要な専門分野の	・有資格職員の有無
	(専門分野別)	技術職員の在籍状況	・有資格職員の経験の有無

3	同種又は類似の業務の 実績(会社)	・同種又は類似業務の内容	・実績の有無
4	配置予定の管理技術者	<ul><li>管理技術者の状況</li></ul>	・配置予定者の有無
	再委託又は技術協力の 予定	・再委託の内容	・再委託する業務の内容は適正か (当該業務の主要部分を再委 託することにならないか) ・再委託先の選定は適正か
		・技術協力の内容	・技術協力を求める業務の内容は 適正か(最先端技術であるな ど、技術協力を求めることが妥 当であるか) ・技術協力を求める先の選定は適 正か

#### (7) 非該当理由に関する事項

- ①参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、該当しなかった旨とその理由(非該当理由)を書面により、長野県建設部都市・まちづくり課長から通知する。
- ②上記①の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日(長野県の休日を定める条例(平成元年条例第5号)第1条に規定する休日(以下「休日」という。)を含めない。)以内に、書面(書式自由)により、長野県建設部都市・まちづくり課長に対して非該当理由について説明を求めることができる。
- ③上記②の回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して 10 日 (休日を含めない。) 以内に書面により行う。
- ④非該当理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法
  - ア 受付場所 3 (4) に同じ。
  - イ 受付時間 午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
  - ウ 受付方法 原則としてFAX (回答を受ける担当者名、電話番号及びFAX番号を併記する こと)による。

なお、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認すること。

エ 回答方法 原則としてFAXによる。

# (8) その他の留意事項

- ① 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加表明書の提出をした業者名(参加要件資料審査結果表)は、契約締結後、公表するものとします。
- 4 技術提案書の作成・提出に係る事項
- (1) 技術提案書の作成様式 様式7号による。
- (2)技術資料の作成様式 様式8号による。

## (3) 技術提案書記載上の留意事項

- 1) 配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況等
  - ア 主な業務経歴は掲示の日の前日から過去 15 年以内に完成した業務とする。(平成 13 年 4 月 1 日から掲示日の前日までに完了した業務。)
  - イ 委員会、学会活動等は、現在及び過去3年間の実績を記入すること。
  - ウ プロポーザル方式による本業務以外で、予定技術者として特定された業務がある場合は、手 持ちの業務の記載対象とし業務名の後に「特定済」と記載すること。
  - エ 他の企業等に所属するものを担当技術者とする場合は企業名等も記載すること。
- 2) 技術者動員計画
  - ア 必要に応じて、内訳のさらに詳細な提示を求めることがある。
  - イ 費用の積算にあたっては労務単価等、県が公表している価格についてはこれを使用すること。
- 3) 技術提案

技術提案は簡潔に記載すること。

- 4) 配置予定の技術者の資格、主な業務経歴、同種又は類似の業務の実績については、これを証する契約書、資格証等の写しを添付すること。
- 5) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (4) 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期限、受付方法及びその回答方法
  - 1) 受付場所 3(4) に同じ。
  - 2) 受付期限 平成28年7月28日(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から 午後5時まで)
  - 3) 受付方法 FAXまたはメール等とする。
  - 4)回答方法 ・技術提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とするが、質問者に対して はFAX又はメール等により回答する。
    - ・発注者が求める技術提案項目に係る質問及び技術提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、長野県ホームページにて公表する。

#### (5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

- 1)提出期限 平成28年8月8日(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から 午後5時まで)
- 2) 提出場所 3(4) に同じ。
- 3)提出部数 1部
- 4) 提出方法 持参または郵送とする。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認すること。 ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限る。

#### (6) 技術提案書のヒヤリングに関する事項

- 1)ヒヤリング予定日 平成28年8月10日(現在の予定。なお、変更の場合がある。)
- 2) ヒヤリング場所等 長野県庁 (詳細については決定次第連絡する。)

# (7) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、次の基準に基づいて特定される。なお、技術提案書審査結果表(様式9-1)は、 契約締結後、公表するものとします。(但し、業者名は特定した業者名のみ公表)

評価項目	評 価 事 項			評価の視点
	管理技術者 (12 点)		資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有してい るか
			業務経歴	・豊富な経歴を有しているか
			同種・類似業務の実績	・当該業務の内容に近い業務があるか
			手持ち業務量	・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか
配置予定の技術者 の資格等	照查技術者 (5 点)		資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか
(25 点)			業務経歴	・豊富な業務経験を有しているか
			手持ち業務量	・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか
	担当技術者(8点)		資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか
			同種・類似業務の実績	・当該業務の内容に近い業務があるか
			手持ち業務量	・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか
動員計画及び費用 (15 点)	技術者動員計画の妥当性		画の妥当性	・効率的な技術者動員計画(費用)となっており、当該業務を実施するのに妥当なものとなっているか
	技術提案の的確性 (15 点)		雀性	・技術提案を求める具体的な内容に対して的確 な提案となっているか
	個別審查項目 (30 点)	独創性		・独創性に優れた内容であるか
技術提案の内容 (45 点)		地域性		・長野県の特性を踏まえた提案であるか
		実現性		・提案項目に適合した実現可能な提案であるか
技術者の技術力及 び意欲等 (10 点)	プレゼンテーションにより、技術力や 意欲を判断する			・当該事業を実施するのに必要な技術力や意欲 があるか
費用と技術提案の 整合性 (5点)	採用すべき優れた技術提案に加点			・技術提案に優れ、かつ技術者動員計画も技術 提案に見合った内容で優れているか
評点の合計結り	果			

# (8) 特定者への通知に関する事項

特定したものに対して、長野県建設部都市・まちづくり課長から特定した旨の通知を行い、随意 契約を行う。

### (9) 非特定理由に関する事項

- ①提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由(非特定理由)を書面により、長野県建設部都市・まちづくり課長から通知する。
- ②上記①の理由を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日(休日を含めない。)以内に、書面(様式自由)により、長野県建設部都市・まちづくり課長に対して非特定理由についての説明を求めることができる。

- ③上記②の回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(休日を含めない。) に書面により行う。
- ④非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法
  - ア 受付場所 3 (4) に同じ。
  - イ 受付時間 午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
  - ウ 受付方法 原則としてFAXによる。なお、到達したことを電話で3 (4) の担当者に確認 すること。
  - エ 回答方法 原則としてFAXによる。

## (10) 業務予算額

概ね 1,090万円(税抜き)

# (11) その他の留意事項

- ①提出された技術提案書は、返却いたしません。
- ②技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ③提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- ④技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした 者に対して入札参加停止を行うことがあります。

# 5 その他

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 特定者は、別途指定する期日までに技術提案に基づく特記仕様書を提出すること。
- (3) 関連情報を入手するための窓口 3(4)に同じ。
- (4) 提出期限以降における技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 参加表明及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、死亡・病休・退職等の極めて特別な場合を除き、変更することはできない。
- (6) 必要に応じて参加表明書に関するヒヤリングを行う場合があります。
- (7) 技術提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。
- (8) 設計共同体協定書第8条に基づく分担業務額については、契約時に提出を求めます。
- (9) 本業務は「都市計画コンサルタント優良業務登録事業(試行)」に該当します。
- (10) 本業務において作成した資料、データ等を含め成果物は全て長野県に帰属する。